

発度補正の制度が適用されておる県や道内にある——県だけでなく、道だけでもなく、その道内にある市町村についても未開発度補正の制度を適用されよう処置せられたい。

かような趣旨のものでございます。案件につきまして、政府側で何か御意見がありますか。

○委員長(小林武治君) ただいまの各

件につきまして、政府側で何か御意見ありますか。

○政府委員(小林興三次君) 四百五十

一号の交付税率、これはもう措置済みでございますから申し上げるまでもあ

りません。

第二号の問題も、今度の交付税法の改正で所要の改正をすることにいたし

たのでございます。

それから、第四百六十五号の木炭検査費につきましては、これは検査手数料を特定収入でまかならず建前にいたしておりますので、直ちに請願の趣旨通りにすることについては問題があろう

かと思います。なお、これについては検討いたしたいと思います。

それから、百四十九号の問題は、こ

れは市町村の投資的経費全般につきまして補正をどうするかという問題がございまして、この請願の趣旨もくんで、今度の交付税法の改正にもそ

うなるということになります。ならば

お品販売業のうちから特にこの部分だけ

を課税から除外するという理由は成り立たない、かように考えておるわけであります。

大工職等の事業税軽減の問題につきましては、こういう問題がございます。

で、昨年課税所得で五十万円以下の部分については、税率を2%軽減した

わけでございます。その結果、第一種事業と第三種事業の負担が同じになつたわけでございますが、それがかなえられますと、また引き続いて、今度六%

から四%にしろといふ御意見が出て参つておるようでございますけれども、そういうたしますと、全体のバランス

がくずれる、かように考えておるわけでございます。

中小企業に対する事業税撤廃の問題

は、やはり事業税といふものは存続していくべき問題でございますし、中小企業の負担を緩和するかどうかといふ問題は、所得税、法人税全体を通じて考へるべきでございますから、給与生活者、農民等の負担と併行してよく検討しなければならぬ問題でございまして、この請願の趣旨もくんで、今度の交付税法の改正にもそ

うなることになります。けつこうなことでございまして、研究いたしたいと思いま

す。

○政府委員(奥野誠亮君) 事業税の関

係で、たばこ小売業に対する事業税を非課税といたします問題は、もし零細

であるということになります。ならば

基礎控除制度がございますので、それで課税からはずれるのではない

か、こう考えるわけでありまして、物

を課税から除外するという理由は成り立たない、かのように考えておるわけであります。

農耕用小型耕耘機に対しまして自動車税の課せられるものもあるのであります。

がゆえに課税しておるわけではございませんで、あわせて道路の運行の用に供しまするものにつきましては、道路

運送車両法の適用を受けるもので、そこで

軽自動車とされますものについては、

それは将来軽自動車税が課せられて

いきます。

農耕用小型耕耘機に対しまして自

動車税の課せられるものもあるのであります。

がゆえに課税しておるわけではございませんで、あわせて道路の運行の用に供しますものにつきましては、道路

運送車両法の適用を受けるもので、そこで

軽自動車とされますものについては、

それは将来軽自動車税が課せられて

いきます。

で、やはり原価の中に電気料金が相当

の部分を占めていると、いうものもある

でございまして、それらとの均衡

上、この際、非課税の範囲をさらに一

そら広げていくことにつきましては問題があると、こう考えたわけでございまして、そういう意味で、今回

取り上げなかつたわけでございます。

軽油引税をさらに市に交付いたし

自動車税になりました場合に、農耕用

に向けられておりましたよななものにつ

きまして、税負担を軽減させるよう

な指導をして参る予定をいたしておる

わけでございます。

遊興飲食に対する免税点を引き

上げます問題は、これは当委員会の昨

電気ガス税の問題につきましては、

昨年いろいろ問題があつたわけでございました。それをさらに拡張するかどうかといふにつきましては、いろいろ

が、電気ガス税を課して、いろいろ

で、やはり原価の中に電気料金が相当

の部分を占めていると、いうものもある

でございまして、それらとの均衡

上、この際、非課税の範囲をさらに一

そら広げていくことにつきましては問題があると、こう考えたわけでございまして、それらとの均衡

○委員長(小林武治君) 請願の審査は一応この程度にいたします。

各請願の願意を參照の上法律案の審査を願います。

○委員長(小林武治君) それでは、地方交付税法の一部を改正する法律案、

方税法の一部を改正する法律案、

大体、三・〇五%ぐらい引き上げなければならない、こういうことが言わねばなりませんし、また自治庁としても強くそれを主張なさつたはすでござります。しかし、昭和三十二年度におきましては、その税率の引き上げがわずかに一%、すなわち、六%になつておる。こういうところに、まあ非常に論議がこの委員会でも行われたのでありますし、さらに、衆参両方におきまして、これは二七・五%に引き上げるべきだという付帯決議までついたのでございますが、今度のこの引き上げられましたその実質的な内容からいたしますと、当時引き上げなければならぬと、公債費対策として、交付税の中にそれが単位費適用として入ってきた。特定の単位として入ってき、単位費用が出てきた、まあこういうことでござります。しかも、その所要額が大よそ百億に近い額であるといふふうになりますと、当時三・〇五%引き上げなければならぬ、大まかに二二%にななければならぬ、こう言われたときは、いわゆるこういう、政府のいう今回の公債費対策といふやうなものが含まれておらなかつたはずでございます。その証拠には、昭和三十一年度におきまして、三十一年度の交付すべき交付税を、いわゆる当時の言葉で先食いしたとか、食い逃げしたとか、タコの足を食べうとかいうふうにいわれましたところの、あの交付税によるところの公債費対策八十六億の使い方、あれがまあ非常な問題になつたのでございまして、これは私どもだけでなしに、専党

である自民党の方々もその不當であることをすいぶん追及をなされたのでござります。それが当時の長官の田中さんは、これは万やむを得ずして今年限りの措置である、この次からは決してこなことをしない、公債費対策はいわゆる國の責任において、こういう交付税を使うということをなしに、別の形において、別の金でもってこれを手当すべきであるというふうに考えるから、これは今年限りの措置である。こらいうことをしばしば当委員会におきましても言明したところでござります。そうしますと、今回のこの交付税の中に、政府が公債費対策としてこらいうことを織り込むことは、私は交付税本来のあり方からいっても変な取扱いだと思うし、また二八%に引き上げなければならない、まあ現実に二七%でもまあまあでございますけれども、ともかく、引き上げなければならないという理由が、いつの間にか内容的にすり變えられたよくなかったこうになつてきていると私は思うのですが、この点について長官の自治庁としてのお考えを一つお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(鶴祐君) 私は、いつも考えておりますのは、一般的の財源をふくらしたいということを考えております。と申しますことは、特定の補給金的なものを考えまする場合には、非常問題として提供しなければならない。地方に与えます財源は、受ける方から申しましても、なるべく一般的な財源で与えたいという一つの考え方をいつも持っておられます。その一般財源が独立税である場合もありますし、また立税である場合もあります。とにかく地方が共通に持ち得る財源をもつと豊富にいたしたいといふのが、私のいつも考えておる点であります。もちろん、私自身も、公債費といふものが、ある場合には非常な重圧を加えて、特定債のよくなものは出でておる、こうした場合に、その利子、あるいは元金の一部も考えられるかもしけれませんが、補給金ということが考えられる。それ自身の考え方に筋があることを私は決して否定するものじやございません。ただ私自身、また自治府全體の意見をということでございますから、自治厅として一般財源をいかにしてか付与する。従いまして、公債費の対策を考えてみると、従来の財源ではとてもまかない切れるわけにいかない、新しい財源を与えなければならぬめになつて、また新しい予算上の折衝をいたさなければとれない補給金的な形というものは、私自身も、しばしば

そういうものの扱い方をしておりませんが、必ずしも適当でないということを考えております。それから、交付税を考えております。それから、地方債といふもの、財政全体に占める割合が二十七・五%といふのが一つの段階として、一つの限界として、これが無制限にふえていくといふことがあります。私は二十一年の行政の基礎の上においてであります。した。しかし、その考え方を聞いて、従いまして、私はこれを打開する道といふのは、どうしても財政、税制全般にわたって検討をするという問題をこの次は提供いたさなければならぬと思います。しかし、現在の行財政の幅の中で、いつもこれだけ率を上げろ上げろといつておりまでは、なかなか目的を達成したい。従つて、それを、次のどうしてよりよい方法を一つこの際転換するという問題があると思います。後段についての考え方とはそぞういうことであります。

に、地方債は国債に比べてふえて参る
状況が多いと思います。そして、地
方財政全般の、広く申せば経済情勢の
動きについてさらに考えなければなら
ぬ問題はあると思いますが、繰り返し
て申し上げますが、私は、地方に対し
ては何とか一般財源を豊富にいたした
い、これが私の持っている念願でござ
います。

○鈴木義君　長官のお話の中の、地方
財政に対してどのような補強の、ある
いは手当をすべきかというようなこと
につきまして、一般財源を付与する
という考え方については、私もその通り
だと思いますし、例も私は、ただいま
取り上げております交付税を取り上げ
て、これをもつと何パーセントにしな
ければならないというようなことを根
底に考えてもの言つているのじやござ
いません。ただ、私お聞きしたいの
は、当時三省の引き上げをしなければ
ならないというふうに自治庁が主張し
たその考案の中には、今行われようと
する、こういう公債費対策というもの
を考えないで、いわば公共団体の財源
の、まあ何といいますか、国税の減税
に伴う影響を受けての落ちてくるこ
と、それから、従つていわゆるその行
政水準の引き上げをしなければならな
い現段階においては、どうしてもそろ
いうものは必要である、こういう観点
に立つての主張であったと思うし、ま
た、そのように考えたわけでございま
すが、内容として、今使われる、そら
いう百億に達するこのいわゆる公債費
対策によって、当初考え方されましたよ
うな行政水準の確保、引き上げとい
ふうなことに使える金がほとんどなく
なつてしまつたのじやないか、一体こ

卷之三

君
長官のお話の中の、地方
債は国债に比べてふえて参る
いと思います。そして、地
盤の、広く申せば経済情勢の
いてさらに考えなければなら
あると思いますが、繰り返し
ますが、私は、地方に対し
か一般財源を豊富にいたした
が私の持っている念願でござ

す、端的に申し上げますと。もちろん、これだけでなしに、税の伸びもござります。三十一年度の決算を見ましても、相当の税の伸びがありますし、あるいは三十年度においても、おそらく三十二年度におきましてもあるだらうと思いますが、そういうものを考えあわせても、現在の地方公共団体におきますところの行政の姿を見ておりまして、必ずしも樂觀は私は許されない段階にあると思いますので、そういう見地から、このよらないわゆる公債費対策というものをここに取り入れてくることに私は疑問がある。こういうことなんでございます。その点について、またあらためて長官からお考えを承わることができれば仕合せだと思うのであります。

ろうか。今も鎌田君が御指摘のよう
に、私はこれから行政水準という問題
が、一つどうしても取り上げなければ
ならない問題である。従いまして、道
路といふものについて現にやっており
まするが、そらしたものを取り上げ
て、そらしてこれをまずもって、国道
だけじゃない、すべてについて道路を
よくするということで、一つ行政水準
を引き上げる。全般的に行政水準を一
斉に引き上げるということはこれは非
常にむずかしい問題でござります。従
いまして、今度は行政水準といふより
なことを考えて、そらして地方財政を
ふくらしていくということを考える。
そういたしますると、私は公債費対策
とて今後、特別の場合はともかく、
今、補給金制度といふようなものをこ
れについて考えることはございません
けれども、たとえば基地交付金が、
違つた意味ではございますが、前年度
の倍額になつた。いろいろな違つた意
味でのそりした制度といふものは私は
考えられるかもしれない。それは非常
に、一くるめに言うてみれば、私は行
政水準の向上といふ問題だらうと思ひ
ます。地方財政の問題といふのは、そ
のほかにも交付公債の問題とか、いろ
いろございますが、ひつくるめて言え
ば、特に行政水準の向上といふ点で、
住民の福祉がそうでなければはから
れない。そうすれば、国と地方との財
源配分をどういたすか、そらしたとこ
ろから主張して参りたい。問題は、今
まして、そういう考え方でこれからの方
方財政といふものは見て参りたいと
思つております。

○鈴木審君 あの、去年ですね、この委員会でも、私も先ほども申しましたけれども、この委員会で非常に論議になつたのは、公債費対策と称して交付税を使うことが一体いいのかどうかということであったのです。根本的な問題は……。交付税をそのような形において使うべきであつたのであるかどうか、こういうことであつたわけです。そこで当時の大臣、まあ田中さんも、それからここにおいで的小林さんなんかも、それは正しいやり方じゃない。ただし、万やむを得ず、補正予算が出た際に、万やむを得ずこういうことに使うのだ、こういうことをしばしばここに繰り返している。私はきょう記録を持ってきておりませんが、記録にもちゃんと載つてます。まあ問題は、従つて交付税というものを公債費対策としてこのような配分の仕方をして使うべきであるかどうかといふ、一つの私は根本的な問題は依然として残つていると思う。そういう問題をこゝとしもまた、特に去年だけでなしに、三十三年度以降についても、そのままの形でこの中にすべり込んでしまつたといふことに対する一つの問題が、どうしても私はこれははつきりさせなければいけない問題だと思います。言ふまでもなく、交付税法の建前からしますと、私はこのよな形において、これは事実上公債費対策として、単なる単位費用、測定単位がここに載せられたというだけではなしに、あなた方が公債費対策としてこなう形で公債費の勘定末尾をするのだ、こうしたことを行つたことになるのであります、これ

は動きの取れない一つのひもになつてゐるわけであります。事実上、公債対策を何とかしなければいけないということはありますけれども、こういう性質の金をこのよくな形でやることはどうか、こういう一つの問題でござります。

それからいま一つは、いわゆる交付税の測定単位なり単位費用というものの中に、公債費の、過去のいろいろの仕事をした場合の借金の跡始末を、いわゆる公債費対策として盛り込むことが、交付税の配分の本旨からして、果して正しいものかどうかということに對しても、私は疑問がある。前に災害関係の地方債にかかる分についてのそれが入ったときに、私はそういうことを考えておりましたが、どうもこのやり方は、果して交付税のこういう建設からして、正しいものかどうかといふらくなことを考えておりましたが、今度また、特別措置債なり特定債といふものが、こういう恰好で、れっきとした単位費用に載つて出てくるところに、私は交付税本来の精神からするならば、これは正しいやり方ではないだろうと、こういふうに考へるのでですが、これらの二点、先の問題と、今の交付税そのものからいろいろ、測定単位を作り、単位費用をこういふうに設定する、そういう考え方からして、私は一つの問題があると、こういふふうに思ふのですが、その点いかがでございましょうか。

源を与えるとか、一般財源の形で与えられる方が、これはもう地方のためにもなりません、現に公債費の問題で去年論じておきましたのは、利子の半分を補給するという方針をとれば、ほんとうに公債費対策になるかと申しますと、利子はだんだん減っていく、これから元金の償還が中心になっていくのでございまして、どうしたって元金を見てやらなければ動きがつかないのであります。それからさらさらに、それは団体のやはり財政力をあんばいしてやらなければ、これは公債費の圧迫に苦しんでおるところは何とも救いようがない、そういう問題がございまして、どうせ取った財源を地方の実情に合うように配るのならば、むしろ公債費を、交付税方式をとつた方が、地方全体のためにも、あるいは個々の地方団体のためにもより合理的じゃないか、こういうことで、われわれとしてはその道を選ぶことにいたしましたのでございます。

がこれはないのです。ところが不幸にして従来は、一般財源において見るところが少かつたので、そのほかをどうしても見てやる必要がある。その形で過去の交付税の欠陥を今後の交

○鈴木壽若 では端的にお聞きしま
す。 当の措置であるという結論の上に立つてこういう措置をとることに決定いたしましたのでござります。

○鈴木壽君 では端的にお聞きします。

今回のこのいわゆる公債費対策によつて使われる金は、三十三年度では九十八億程度といふに、まあこれは多少あるいは動いてくるかもしませんが、大体百億に近い金であるようあります。一・五%引き上げられたことで出てくる金は、ここで三税の伸びがあるとすれば、動いてくるのは大体百二十億程度だらうと思います。そうしますと、二五%時代からすれば、実質的にはどのくらいになりますか。

一・二%か三%程度しか、いわゆる行政なり地方の仕事をする、あるいは行政の水準を保つために使う金がないと、こういうことになつておるので、計算すれば、ですから、当時二八%にしなければならないといき、そういう主張の中に考えられたその必要性と、それから現在、これはもう実質的には二六・何%かで実質的にまとてしまふのですから、それで当時主張した理由が現在はもうすでに消滅したと、こういふうにお考えになつておるかどうか、この点どうですか。

○政府委員(小林與三次君) これは端的に申しまして、昨年国税の減税に伴う措置をそつくりそのままやるべしという主張をとつたのでございまして、この主張は、われわれいたしましても間違つておるとも思ひぬし、今後そういう事態があれば、そういう主張をやらざるを得ないと思ひます。しかし、これは現実の国と地方の財源の配分の問題でござりますから、國、地方

の状況を見ても、これは全くやむを得ないと、國としても財源措置のしようがないといふことで、しようとしないことに、われわれとしては了承することにいたしたのでござります。

○鈴木壽君 やむを得なく承服することにしたと、こういふような率直なお話をあるから、どちらにもこれは問題がないようになるが、しかし、これは、あなたの言葉の中に、いわゆる國と地方の財源の配分というところにやはり問題があると私は思つ。そういう考え方からして、当然、大幅な減税、國の減税に伴うところの地方へのね返りを防ぐために、やはり、あくまでもそれは正当の一つの配分の方式として貢かなければならぬ主張だと私は思う。税その他の伸びが地方にあるとかいうようなことをよく大蔵当局あたりは言ららしいのですが、しかし、ここでだつて伸びが地方よりははるかにある現実であるから、そういうことからいって、地方に他の税のいわゆる自然増収があるから、これがまんせよと、国はそんなに地方へやれないといふような論理は、いわゆる國と地方との財源の配分においては成り立たない一つの論理で、あまりにも一方的なものであると私は思う。そういう意味で、私はこれは当然今後も主張していくと思うし、しかも、先ほどから申し述べるように二七%にまあまあとうならばいいが、内容的にははつきりした別の、明らかに政府の一つの政策として、いわゆる公債費対策であるという政策としてのその上に金が使われるということになると、そこに理解が合わないところが出てくる、こういうことなんです。

いま一つは、さつさと二つの問題を申しましたが、いわゆる交付税の配分の中に、こういうものが考えられていいというお考えも、今、局長から述べられたが、交付税のいろいろな考え方があるにしても、そういうものをむやみ勝手に、ああでもいい、こうでもいいと、いろいろな解釈は許されないと私は思う。で、測定単位を定めて、そして単位費用をここに載せて、それに補正係数とか、いろいろそういうのがつくけれども、とにかく、そういう配分をするということは、これは地方におけるところの一つの標準的な行政水準といふものを考えて、そのためにはどうすることをするものだと私は思う。その金の見方がいいとか悪いとかという問題は別にあるとしても、これはあくまでも、地方が実際に仕事をする場合に、いわゆる行政水準を保っていくため、高めていくための一つのあるべき姿に立つての配分の仕方だと思う。過去の公債費の跡始末もしなければいけないといふけれども、それが果して正しい意味での何といいますか、行政費として考えられて、こういうふうにすることがいいかどうかなどは、そこはだから問題があると私は思う。こういうことです。この点はどうですか。

単位費用というものをこまかくきめ
る、かつまた、単位費用に何を入れる
か入れないかといふときには、それが
普遍的な要素であるということを考え
て入れる。こういふようなことで、交
付税の持つている一般財源としての性
格と、また、それは恣意をはさまずに、
正しく分けていくと、いう標準をどこに
とらえるか、この二つの要求がやら交
付税というものの宿命としてついてき
ておると思うのであります。それで、
そのような前提で考えて参ります場合
に、全体としては御指摘のように、地
方の財政、税制については問題がたく
さんござります。しかし、これを地方
の側だけで解決することができないと
いう意味で、国と地方との財源の配分
ということを、財政の調整ということ
をひいておる。一体、何をそれじや國
から持つてくるか、あるいは何を新し
い財源をここに考え出すか、これが大
事な問題であります、なかなかむず
むずかしい問題であります。一方ではそ
ういう要求を解決していかなければな
らない。そいたしまして、そういう
要求が満たされずに、また特殊なもの
がありますならば、それについて新し
い補給金的な制度も、調整金的な制度
も考えられましょ。しかし、その前
に、私どもは広く一般財源を与えると
いうことで考えていく、そうすると今
度一般財源として不足ではないか、私
もその点は直に、これでは十分でな
いと思います。何らかの方法で、そ
した意味合いで的一般財源を豊かにし
ていく、これが今日の一番大事な問題
だと思います。

は、交付団体と不交付団体とに、いわゆる公債費対策の全般的な処理において差ができる問題だと思うのです。これはきのうも交付団体と不交付団体でおられない。従つてまあまがまんしてもらつて、困つておる団体にやらなければいけないかぬと、こういうことなんですが、國がいわゆる公債費対策としてうたつてこのよだんな処理をすれどすれば、やはり私は、不交付団体に対しても、これは公債費対策の一環として当然考えられるべきだと思うのです。その結果、不交付団体はもつと余裕ができるかもしれません。しかし、それはいわゆるよくいわれる交付団体と不交付団体の、いわゆる富裕県と貧弱県、富裕団体と貧弱団体との間の調整は、これは私は別の観点から考えられるべきである。私がしばしば言うように、これは公債費対策をどうにかしてやらなければいかぬといふやうな、そういういわゆる國の一つの政策としてやる場合には、この点をあまり、お前の方はまあまあがまんせといふやうなことでそういうことをすることは、私ちよつと筋が違つた対策になるのか、お前の方は苦しいからといふやうなことだと思つたのですが、この点いじやないかと思うのですが、この点いかがでございましょうか。

的経費が見ていなかつた、簡単に言え
ば私はそういうことだらうと思いま
す。本来見るべき建設的な事業を、合
理的に從来見ていなかつたのでござい
ます。従来それが適切に見てあつて、
そつして、それに見合ひようによりて交付税
が流れておれば、起債はそれぞの團
体の実情によつてやりましょけれど
も、起債の償還はあとで交付税でまか
なつていく、あるいは富裕団体ならば
この税でまかなかつていく、こうう仕
組みになるはずのものだと思うでござ
います。それでござりますから、富
裕団体は、そのときは当然自まかない
という建前になりましょくし、貧乏な
団体のところは、交付税自當にやるだ
ろう、こういうふうに考へるのでござ
います。そういうふうに考へますれ
ば、今の公債の償還賃を交付税で見る
ということは、結局、過去における標
準的な施設といふものの充実に必要な
経費をここに見なければならぬ部分
を、今度プラスをしてやる、こういう
見方が十分に私は成り立つだらうと思
うのでございます。これは理論、理屈
の問題でござります。そういう意味で
不交付団体に理論的にもやる必要がな
いんじやないかといふことが、私は理
論上も言える。しかし現実論となれ
ば、事実、現に困つてゐるものとどう
するかといふところに、また現実の
財政策としての基本的問題があるの
でござりますから、そういう現実面か
ら考えましても、どうせ流れる金があ
るならば、私はできるだけ困つてゐる
ところに、実情に合ひよううちに流す方式
を考えた方が、むしろやはり公平じゃ
ないか。現実論からいつても、理論的
にいつても、その点は私は十分に説明

○鈴木壽君 理論的に、あるいは現実的に正当性をうたわれておるようですが、さういふに考へてやらなければならなかつた、そのものに対しても、當時見てやらなかつたのだと、従つて、これをおそまきながら、その跡始末をしなければならないのだ、こういうことで公債対策の昨年は説明がされておりますね。そうしまして、やはり不交付団体であり富裕團體であつても、もし今回取り上げられておりまするところの特別措置債あるいは特定債、そういうよしなものがあるとすれば、これは私は國の責任において、やはり何かの形で見てやらなければならない、そういうことは私はほんとうに思つてゐますけれども、こういう方式によつて、わざわざ公債費対策をしようとするその考え方、私はあまりに現実的なものの考え方ではないだらうか、困るところに手当をしてやれば、それでいいんだといつても、現実的に私は了解できると思うのですけれども、そういう理屈だけを前面に押し出して、あるいはさらには、また理論的にもそりだといふことになりますと、私はちょっとその考え方があるのですけれども、そのときどきによつて變つていく考え方で、昨年の私どもに、いわゆる公債費対策として説明されたあの論旨からいたしますならば、私は、これは大きな変化だと思うのです。その点重ねてどうでしようか。

て、富裕団体を無視していいわけではないので、もちろん、基準財政需要額の算定は平等に算定をいたしますから、この基準財政需要額の算定のいかんによって交付税もおのずから決定していくわけござります。その点は公平に扱わざるを得ない。それから、もう一つの問題は、私は、いわゆるこの補助金と申しますか、国と地方との負担区分をどうするか、教育費について、またそれを事業の建設費についての負担区分をどうするかといふ問題が一つありますて、これは金があるうとなからうと、国と要するに地方の負担区分の適正化の問題ですから、これはびしっとやらなければならぬ性質の金だと思うのです。そうじゃなしに、今、議論になつております公債費の問題は、むしろ一般財源として、本来それぞれの補助事業、補助金はおのずから適正にもらつていたのでありますから、自ら負担分につきまして、一般財源としての國の手当が足りなかつた。その一般財源が税の場合もありましようし、国税の場合もありましようと思つてございます。それでございまますから、これはむしろ一般財源として、また、いわゆる理論としても十分筋が通る、説明がつくじゃないか、こういうふうにわれわれは考えておるのであります。本来きまつた補助金をやらなかつたのだという形ならば、その補助金の追徴という形ですべての団体にやらざるを得ませんですが、そうじゃなしに、補助金はこれだけきておつて、自己負担部分について無理があつ

た。自己負担部分について、一般財源として見るべきものを無理に借金に迫ったのは、自己負担の少かつた貧乏な団体にむしろ重しがかかつて、借金に追いやつた。そういうところにこの公債費の実情がございまして、そいつのよりを戻すというわけでござりますから、一般財源を通じてよりを戻すということは、私は十分考えられる譲論だと思ひでございます。

負けよろといふようなところに語が落ちてしまふことは、これは目的をはなはだ達せぬことあります。私は、この問題は、値切られてそれで幾らか楽になつたといふようなことで、あとの問題をきめてしまふことは、交付公債は無利子でもしかるべきものだ、あれで一體そういう工合に分けて納めるということにしておつたのに、利息を取るというののはけしからぬのだといふ主張でござります。その主張は少々まとめて、地方財政が樂になつて、当該の地方用日本をもつて由つて、

らに今度道路整備の五ヵ年計画で仕事
がじゃんじゃんかりに進むといふよ
なことからしますと、これは累年大き
な額になつていって、地方に新たなる公
債費対策が必要になつてくると、私は
そういうふうに今の進み方からしますと
と思えるのですが、そこで今、長官か
ら力強く、これはあくまで無利子とす
べきだ、こういうふうな決意の表明が
あって、力強いわけでございますけわ
ども、たとえば現在の六分五厘が六分
になつた、あるいは五分になつた、そ

ん。しかし、その段階も、刻みがよほどこちらに有利でございませんと、しばかり銀行の利息でも負けたようちつもりでやられるんじや問題になりませんのと、それから道路の整備をいしますのに伴って、交付公債は非常に大きな問題になつて参ります。この道路の整備をやつて参ります際に、交付公債といふのを一つ根本的に解決しなればいかぬ。道路整備を見ますと、これから約五六年間を見れば、これだけは以上にふくれるのだ、それをほりつて

○國務大臣(都祐一君) 当初から道路整備をいたしました際に、地方の負担をいたします場合の道路整備ができるない限りは、道路の整備といったってこれほどできやせぬじやないか、現実の問題。だから自治体の持っている財源を国に移すというようなことは絶対にすべきことではないと同時に、地方もまた必要な道路の整備をいたそう、相当大規模な計画をこれからやって参らなければいかぬ、こういうことは言うております。しかし、計画の中身自体

○委員長(小林武治君) 速記をつけ
て。

○鈴木義君 それでは、今の問題はあ
とでもう少しやりますが、長官に一
つ、いわゆる公債費の対策の中であ
いつも問題になるのは、交付公債の問
題でござりますが、これは從来自治庁
では、利子なんかは取るべきではな
い、いろいろふうにしばしば主張して
おられます。私どももそうだと思って
これを支持しておつたわけでございま
すけれども、これはいつごろどういう
ふうな格好でこれは解決される見通し
なのかな、そちら辺を一つお聞きしたい
と思うのですが。

○國務大臣(郡祐一君) 公債費対策の
一連といたしまして、交付公債の無利
子ということを主張いたしまして、こ
のたび実現できなかつた点でございま
す。これは、私は率直にいつて非常に
遺憾だと思っております。ただし、そ
の折衝の途中で我感しましたことは、
私の方は、交付公債の利子は全部無利
子にするというような主張を持ってお
るのであります、ところが、話の途
中で、わざかばかり交付公債の利子を

○鈴木壽君 これは、言葉は少しおかしいかもしませんが、下手をするといふのは、理論から申しましても、値切つたりするといふ問題ではなくて、全面的にこちらの主張が通らなければ相ならぬものだという確信を持つております。

その点で、大臣様が幾つか質問を申しましたが、そなことも問題じゃないものでござりますから、そこでいろいろな問題を折衝しております途中で、この問題はこの次の大問題になるのだし、それと鈴木君、御指摘のございました行政水準の問題でござりますね。どうも行政水準の低下ということに理解がない。この点は一つの大きい問題、それと、ただいまの交付公債の問題は、全面的に筋を通すようにしようという、この問題でやつて参るようになつたのであります。ただいま率直に申し述べますよろんな経過で、これを次の年度の問題に持ち越した次第であります。

しかし、お尋ねの点の交付公債を無利子にしなければいけないといふのは、理論から申しましても、値切つたりするといふ問題ではなくて、全面的にこちらの主張が通らなければ相ならぬものだという確信を持つております。

からすれば、それと合わないから、決してそんなことをしない、こういふふうにおっしゃいますが、それは主張としては私はその通りで、ぜひ貫いていただきたいく思うのですが、場合によっては段階があるかもしれませんね。たとえば、六分五厘が半分の三分五厘程度になつたとか、五分になつたといふような段階があるのはあるかもしませんね。せんが、場合によつてはそういう段階も必要で、一つの経過としてはそういうふうなことも考へられるのですが、いずれにしても、この主張は根本的にはどこまでも貫こう。一方、他の行政水準の引き上げといいますか、維持といいますか、現在は維持までが精一ぱいだと思いますが、ともかくそういうふうなことを、なるべくあなたの大きなところからの仕事としてやつていきたいということについては、これは変わらないと決意として受け取つてよろしくうござりますか。

おつかかとしないこととしておさしゃましておつしやるようだに、相当抵抗はございましょうが、この種の大きな問題は、これはどうしても皆さんの御協力を要いたいしたいと考えております。
○鈴木義君 時間がないようであります
すが、関連したような格好ですが、今
の道路整備五ヵ年計画に、新たにそな
に伴ういわゆる単独の地方の仕事でござ
ります一千九百億、これについては
あれですか、自治厅の方としては、長
官としては、はつきり見通しをもつて
オーナーを与えられたことなんですか
か。政府部内のことと、長官にオーナー
ケーを与えたとか与えないとかといふ
ことは変なことでござりますけれど
も、どうもいろいろ心配なことです
ら、その他の地方団体の財源の負担の
問題なんかからしますと、非常に心配
なものがある。さらに加えて一千九百
億という膨大な、そのまま新たに
一千九百億加わるわけじやございません
けれども、相當なこれは私は大きな懸
念があるので、地方にとっては問題だと明
いますので、そこら辺どういうふうに
自治厅の態度としては持つておられる
のか、この機会にちよつと関連してお
聞きしておきたいと思います。

○成瀬勝治君　長官もつと率直に、五年計画の一千九百億というのを自治局としては承知しておるのかないのか、そのイエスかノーという態度でお返事をいただかなければ、ちょっと私もわからぬますから……。

○国務大臣（郡祐一君）　もし簡単にイエスと言つて、違つていたら財政局長からまた言つてもらいますが、私の承知いたしておりますところは、一千九百億といふものをこなす約束でいたしております。そういう意味合いで、イエスでござります。中身についてはこれから問題残つておりますから、ただだけでもうございません。

○政府委員（小林與三次君）　もつとつけ加えて言ひますと、私どもはむしろ一千九百億はむしろ少いのじゃないか。つまり、國が手を出す仕事は道路だけじゃないのですから、地方だけで

○政府委員（小林與三次君） もつと
け加えて言ひますと、私どもはむしろ
一千九百億はむしろ少いのじやない
か。つまり、國が手を出す仕事は道路
だけじゃないのですから、地方だけで

が正しいと思うので、早急の間で、そういうふうなことでござりますけれども、しかし、多少交付の期日はそれで、やればやれないことはないと思うのですが、どうも困ったところには一つよくめんどうを見てやりたいという気持は、私はわからないわけでもないが、何かこういう方法でやられますと、来年も補正が出てくるかも知れません。そういう場合に、金なんか余つたような格好で、こんな分け方をするという考え方はないでしようか。私はやはり補正というものは、今の三税の伸びから見て、何年も続くと思いませんけれども、やはり今年度においてもそういう補正が出てくる可能性があるとあります。特交そのものの必要からでなくとも、他の必要な金を出すために、自動的に特交でも一応分けられるというような格好が出てきやしないかと思うのですが、そういう場合に、またぞろ財政需要による按分をした分け方といらうようなことになると、どうもこれは特交の分け方としては納得できないと思うのですが、そちら辺一つ。

○政府委員(小林興三次君) それは、

今あるとからきまつたごとく入る金がみな今の法律論を形式的に言えども、私は特交になるわけでございますが、形式的に、特交だからといってそれが特交として配るべきだということに私は必ずしもならぬでございまして、言つてみれば、その総額の見つかり、また入ってくるのなら、そういうものを前提にして単位費用を組んでおつた方が、むしろ妥当なかもしがねるところはあるうかと思いま

ぬのでありますから、われわれは不確定な要素でござりますから、われわれとしましては、一応補正というものではないという前提で予算を組まさざるを得ぬし、単位費用も算定せざるを得ないと思ひます。それで、それならもし再び起つたらまたそこまで、どれだけどうい金額が出てくるか知れませんが、率直にいって、特別交付税として配らなければならぬ、特殊な財政需要が格別たくさんあれば、それに応するようにしなければなりませんが、そうでなければ、やはり全地方団体の財政需要を全部、やはり全地方団体の財政需要を全般的に考えて配るということの方が筋道で改正した方が非常によろしいのではないか。こういうことが技術的に不可能ならば、きまつた単位費用を基礎にして按分をせざるを得ぬのじやないか。むしろその方が公平な配分の仕方ではないだらうかといふ気がこれはずですのでござります。

○鈴木壽君 実は、かりに三十三年度においても、補正が五十億なり七十億なり出るといった場合に、これからいろいろ配分をやって、あるいはまた交付税の際に、普通交付税で見足りないところはすつかり見てしまった。こういふれるといふところも出てくるかもしないものが、最初足らなかつた、簡単にいえば私はそういうことだらうと思う。初めはそういうことをして配るべきだといふことは納得できませんが、どうもこれは特交の分け方としては納得できないと思うのですが、そちら辺一つ。

○政府委員(小林興三次君) それは、

午後零時八分休憩

○委員長(小林武治君) 速記をつけたします。

○委員長(小林武治君) 速記をとめたします。

○委員長(小林武治君) 速記をつけたします。

○鈴木壽君 実は、かりに三十三年度においても、補正が五十億なり七十億なり出るといった場合に、これからいろいろ配分をやって、あるいはまた交付税の際に、普通交付税で見足りないところはすつかり見てしまった。こういふれるといふところも出てくるかもしないものが、最初足らなかつた、簡単にいえば私はそういうことだらうと思う。初めはそういうことをして配るべきだといふことは納得できませんが、どうもこれは特交の分け方としては納得できないと思うのですが、そちら辺一つ。

○政府委員(小林興三次君) これは実

としては、本年度は少くともおおむね満足をいたしておるのじゃないかと思います。端的にいいますと、このようにしておるのじやないかと、そういうことをおやりになるのか、こういうことをおやりになります。

○政府委員(小林興三次君) ですか、端的に申し上げますれば、そういう特別の財政需要がまた起るかも知れませんが、特別の事情を考えてみなくていかぬ、そういうものがあれば、そりやあ私はそれを優先的に考えてみたいと思います。それは何も今の制度の改正に伴うものだけではなく、個々の団体においても、災害が起つたり、いろいろな特殊な事態が起るかもしれません。そりやう意味で、普通の交付税で見足らぬ特殊事情があれば、これが優先的に考慮していいが、それでもなおかつ、非常に余つた金があれば、むしろ私は公平に、それは八割になるか七割になるかはそのときの問題ですが、一般的の財政需要に按分されるべきものじやないかと私は感じております。

○鈴木壽君 では、三十二年度の特交の配分に当つて、各団体によつては、それぞれいろいろな事情で特交がぜひともいるというようなところがたくさんあると思うのですが、いわゆるルール計算なりあるいは調整によって、あなたの方の見方としては、一応見るべきところはすつかり見てしまった。こういふうに考えておられますか。

○政府委員(小林興三次君) 私は率直にいえは、だから一部は私は見られておると見ていいと思います。と申しますのは、不十分だからといって、従来から小学校の建築費や道路の建設費をみんな見ておつたわけですから、ただそれが結局、見足らぬところに問題があるのです。かりに、今度改めるのと同じ程度のものを数年前から見ておつたとすれば、その中でちゃんと必要な建築費を見、償却費を計算して見ておつたので、かりに、今度改めるのと同じ程度のものを数年前から見ておつたとすれば、かりにその団体が起債をやつておつたて、あとはこの交付税で年度間の調整をすればいい、こういう理屈になるわけです。ところが、過去においては不幸にしてその経費が足らぬ、足らなかつたばつかりに起債

を財源的に扱つておつた、その利子ができた、その部分だけは特別扱いをしてやる、私は率直に言つてそうだらうと思います。一応見られておつたからこそ、公債費の百パーセントを見ないのであつて、かりに全然見られていないかったのなら、公債費に百パーセントを見るのが筋ぢやないかといふ理屈が私は成り立つのじやないか。一部は低いベースで見られておつたから、それは一般財源でまかなくべきであり、そろでなしに、見られなかつた部分があるから、その部分について今は元利の四分の一、それは調整をしたつて、そなたくさん見るわけじやありません。せいぜい要つて半分近くになる、その程度しか公債費ぢや見るべきものでもない、こういうことだらうと思ひます。

○鈴木壽君 何かきのう柴田さんはそじやないといふようなことでしたと、私は何べんも言ふように、たゞお的確に建築費の何分の何のそれだけ言ふことはできないにしても、やはりこの考えの中にも、そういうものも一括して含んだ見方をし、償却の見方をしておる、こういうことはやはり言えます。

○政府委員(小林與三次君) 私はその通りだと思います。十分でなかつたら、そいつを特別に見てやる。

○鈴木壽君 しかし、実際は十分でなかつたのを見てやるという考え方、それはそれでいいと思うんですが、何かこれでまあ重複といいますか、その割合があなた方今度四分の一見るんだと、従来の見方が少いということで、その重複する程度といふものをどういふるに――これは計算できますか、できませんかな。

○政府委員(小林與三次君) これはほどまでが重複するかということは、実際上も理論上も、私は率直に言つて出

てこぬと思います。それですから、結果的には非常に多いといふところは結構還賃が非常に多いといふところは結局不當にといふか、行き過ぎて、起債でやり過ぎておつた、だからそのところの重圧が平均並みに緩和することまで考えてやる、こういう見当で行

います。

○鈴木壽君 将來の問題ですが、かりに交付税の中で見ると、今回

の特定債の元利償還費を含めた四分の一、すなわち二割五分といふこの率でござりますね、これを動かす、あるいはもつとあやしたい、あるいはあやさ

いて、どういうようにお考えでしよう。

○政府委員(小林與三次君) もう私はこの率を変える必要がないと思いま

す。今後新しく発行される地方債につきましては、それだから一般財源を基

づいて、起債のつけ方自体も、適

切に事業の償還能力を考え、普通の交

付税あるいはその他ひつくるめて一般

財源でまかないがつくような形で起債

を許可する、こういうことでいきまし

りますが、國稅関係で申しますと、いわゆる法律改正に伴つて市町村

しまですが、今度固定資産税の問題ある

のは電気ガス税の問題、これは市町村

になりますが、國稅関係で申します

と、いわゆる法律改正に伴つて市町村

ですが、市町村あるいは府県税です

ね、そういうものを含めて、國稅関係

で減税になる総額は、この資料に出で

おります十九億なのか、十九億が本年

度で、平年度は三十三億なのか、それ

に六ページの資料によつております

が、六ページの資料にある、(注)の一に

ある所得税の初年度が九億五千七百万

円で、平年度が十三億三千円あり、

いわゆる利子課税の無税を含めたもの

になつて四十五億何がしの減税になる

ますところは、地方税で減税いたしま

てやる年限をもつと早く短縮するといふよりな意味からすれば、もつと交付の割合をふやしてもいいといふことも

いろいろ問題はあるうと思いますけれども、こういふうに四分の一といふことですと見ていて、何年かかる

か、全部解決するのはわかりませんけれども、それをそのままおやりになる

のか、それともある場合には、場合によつてはもつと三分の一とか二分の一

といふ見方をして、そして早くこういふ問題を——早くといふことはおかしいが、まあいずれ率の多い見方をとつていくといふようなことも、場合によつては私はあり得るのじやないかと思ひるので、ちょっと聞くわけです。

○政府委員(小林與三次君) それはそういうことは考へられます。そなれば借金を繰り上げ償還させる、こういふことにも結びつきになりませんか。

○成瀬幡治君 奥野さんにお尋ねいた

ますが、今度固定資産税の問題ある

のは一つの大衆課税であるから、これ

をはずすのは非常にいいことだと思

いますが、これが五十九億、平年度

で……、しかし持てる人たちに、まあ

国稅の改正だといふので、やむを得ず

地方税で減免されるのが四十六億、こ

う数字を並べてみると、何か持てる人

をやはり少し優遇し過ぎるのじやない

か、もしこういう財源があるとするな

らば、いま少し税の何と申しますか、

大衆課税的なものから減税をしていく

といふようなことが考えられないもの

かどうか、こういう点についてどんな

御見解を持っておられるのか、承わりたいと思います。

○政府委員(奥野誠亮君) 表のそれを

中心にして租税負担を減少させること

がいいかどうかは、國稅、地方税を通じて考えていかなきやならぬ問題だと

思つております。この表に掲げており

ますところは、地方税で減税いたしま

た部分の補てんを國庫財源から移

まして行なつておる面がございます。

明願いたいと思います。

○政府委員(奥野誠亮君) 六ページの

局、基準はだから四分の一見るといふ

ことで、あとは今の財政力と、

ころの重圧が平均並みに緩和するところ

であります。従いまして、貯蓄

控除の適用を排除する措置をとりませ

ます。自転車荷車税だけでも五十億円に

なるわけですね。減収が平年度、

電気ガス税といふものが一つ非課税

にプラスこの貯蓄控除に伴う減収額が

いわけあります。従いまして、貯蓄

控除をやつしているのだといふこ

とに地方税についてなろうかと思いま

す。自転車荷車税だけでも五十億円に

なるわけですね。減収をやつしているの

だと、やはり御指摘になりましたよ

うな問題ですね。もし総額において

の割合をふやしてもいいといふことも

言えるわけですね。もし総額において

の割合をふやしてもいいといふことも

いわけですけれども、非常に小さな額まで集めておるのに対して、こうしたところから減税をしていくというようなことはいかがなものであろうか。なことはいろいろな方法にしてもらいたい。

國
史

何か国税が減税になつたら、それであわせて減税をしていくという格好にせずに、むしろ国税で減税になつたら、これでカバーしていくといふよりな格好だつていいじゃないか。たとえば、それはこの間の交付税率を引き上げたような格好にやつたこともあるのですから、そういう考え方を通すことはできないものかという見解に対しても、一つ御意見を承わりたいと思います。

と、法人税制におきましても、租税特別措置の整理の結果、法人税制にも増収があるわけでござりますので、別途、法人税の税率引き下げによって法人税制の減収もそれで補てんされておりますならば、特にこの際、法人税制の税率を調整しないでも、税額としては同じものが確保できるところ、ということになるわけでござりますので、今日は税率調整の措置をとらなかつたわけであります。お考え方はもちろん大切なことだと思っておりますが、今申し上げましたような事情に基きまして、調整はやらなかつたわけであります。

○成瀬幡治君 私はくどいようですが、この法人税制の府県民税と、それから市町村民税、合せて二十八億の減税になるわけです。この減税を受ける法人、なるほど会社と一口にいいますが、このころ八百屋さんでも床屋さんでも会社があることはあります。あります、この二十八億の減税を受けるのは、おそらく所得百万以上あるいは二百万以上といふような、そういうところだけ、いわゆる大会社だけ、大法人だけの減税なんです。だからそういうふうなところを、せめてその地方の実情に応じた私は、とり方といふものがあつてしかるべきじゃないか、國は國、地方は地方の実情に応じて一つやはり税をとつていくといふ、そういうとり方があるじゃないか、こう思いますから、一つこの際、まあ今年度はやむを得ないとしても、私は一つ十分稅のとり方といふものの、なるほど、國の一つの地方財政政策といふものがあることはわかります、私も、わかります。ですが、これは単に資本の蓄積というか、大会社というものは優遇しなけれ

ばならぬといつ覺えたなことをせずに、もう少しやはりバランスのとれた政治になるといふ、いわゆる税制になるという立場に立つて、一つ十分今後御検討をわざわざしたい。これはまあ希望意見になりますが、一つそういう点についてよくお考えをいただきたいと思います。

○政府委員(奥野誠亮君) お詫しになりますように、租税に政策を加えまして減税を行います場合に、国の立場の政策と、府県や市町村の立場の政策とは必ずしも同一ではないと思います。従いまして、国の政策を全面的に地方税でかぶつてくるようなことは避けることが好ましいと考えております。ただ税務行政の便宜等の関係等もございまして、必ずしも理論通りには参らないうだらうと思います。しかしながら、またお話をよろしく考え方方もございますので、たとえば今回の措置では、所得税で貯蓄減税を行いましても、住民税ではこれを排除する、こういうような措置もとつておるわけでございます。また同じように、所得を課税標準としたとしても、法人について重要な基準についても将来におきまして重要な基礎として考えてながら進んで参らなければならぬと存じております。

○説明員(柴田謙君) 市町村分の「その他の教育費」の中に平均で入っておられます。

○説明員(柴田謙君) 市町村分の「その他の教育費」の中身は、市町村の教育委員会の経費、それから公民館関係、社会教育関係の経費、それから今申し上げました市町村立の幼稚園の経費、それから図書館の経費が入っておられます。大体そういうものが「その他の教育費」の中の算定の基礎に入っています。

○成瀬幡治君 今度教育費目のうちで小学校、中学校、測定単位がかわるところがありますが、これ、変えられた理由は承わっておりますが、実際問題として、これがために、私は、今までの実定員というのですか、そういうものの今度は標準で算定されますから、そこにズレが出てきて、減るところとふえるところとあるのではないかと思いますが、減るところはどんなところがあるのか、検討しておいでになるのか、あるいはふえるところはどこがふえるというようなふうに検討されておるのか、それをあわせて、減るところでも、もし最大に減るところが算定されておるならば、その減る金額ですね、それからふえるところはどこか、またその金額ですね。

○政府委員(小林與三次君) これは率直に申しまして、仰せの通り、減るところと、ふえるところとあるはずでございます。これは結局、あの標準定数に関する法律の政令をどうきめるかと聞いて、文部省がまだ政令を考えずに、一応試算をしたようなものは見たこと

がございますが、これはもう正確なじやございません。結局政令をどうきめるか、その政令によつて計算をしてみなければ数字がとらえられぬと思います。で、私の方といたしましては、今仰せの通り、どの程度の数字が現実に増減があるかを見て、あまりこれはふと過ぎても困る。渡り過ぎても、そ一度にどうこうなるわけではありますから、そういうときには、文部省もその考え方であります。二%増に抑えるとか、二%減に抑えるとか、そこに何か割合をまた作りまして、漸増、漸減という形で結果が出てくるよう文部省の方も検討をしておるはずでございまして、そういう形でわれわれも政令を作るのに協力いたしたいと考えております。

に参りました。そらしますと、大分では行つたときには再建団体だから締められて参りました。先生が、私がたしか参りましたときには、九十八人といふ数字がいわゆる県の定員外、いわゆるPTAや、それから何と申しますか、地元の町村で負担をしておる学校の先生なんです。こういうことは、間違った姿が出ておる。いわゆるこの責任はあげて私は文部省にあり、自治庁の財政計画の示し方ややり方が悪いからこりう結果になつておる。しわ寄せが實にその地方々々の住民によく現われておる悪例だと思つておる。その最たるものだと思っておりますが、こりういうことのないよう一つ十分御配慮がわざわざしたいと思います。

○政府委員(小林與三次君) これは今のお話だと、責任はみんなこつちにきておるようありますけれども、これはどうかと想ひますけれども、ともかくも、標準定数の政令をきめる場合には、われわれはそういう考え方でいきます。いすれにしろ、交付税の配分の場合には、同じ波で、ふやすのもふやす、減らすのも減らす、そういう方針で参りたいと思います。

○成瀬幡治君 この問題については、また文部省がお見えになつたときに連をしてお尋ねをするかもしませんが、そのときまで一つ留保しておきた

いと思います。

それから今度通勤手当、期末手当といふものを単位費用の中に組み込んであると、こういうふうにおつしやつたわけですが、ふえておる、たとえば警察職員とか、この中で出でる人件費と申しますと教員ですか、そのくらいしか出ておらないのですが、そのうち

を暫定手当の支給地区分に従いまし

ておりました。そらしますと百七十万の未賃手に見ておるといふ点を、警察官でいえば単位費用が三十九万円になつたのがいわゆる県の定員外、いわゆるPTAや、それから何と申しますか、地元の町村で負担をしておる学校の先生なんです。こういうことは、間違った姿が出ておる。いわゆるこの責任はあげて私は文部省にあり、自治庁の財政計画の示し方ややり方が悪いからこりう結果になつておる。しわ寄せが實にその地方々々の住民によく現われておる悪例だと思つておる。その最たるものだと思っておりますが、こりういうことのないよう一つ十分御配慮がわざわざしたいと思います。

○政府委員(小林與三次君) これは今までのくらゐ通勤手当に見ておる、期算しておいでになるのか、一つ。

○説明員(柴田謙君) ちょっととこまかに資料を持ち合せませんので、後ほどこまかい資料によりまして御報告申し上げたいと思いますが、警察官につきましては、超過勤務手当は、大体本俸の六%といふ計算を從来しておつたわけでございますが、それに対しまして、九%にこれを引き上げたわけでござりますから、それを引き上げまし

て、標準団体の単位費用の基礎になつております警察官の人数が、たしか七十万の地方団体で警察官の総数が千六百七十人だったと記憶いたしておりますが、この千六百七十人の本俸と暫

低いといふことよりも、少し通勤手当について、バランスがとれていないよ

うな気がします。片一方は突つ込みに六百七十人だったと記憶いたしておつて、片一方は地域区分を出

しますが、この人口の構成のもとにおける通勤手当の支給を受けます職員の分布状況といふものを想定して計算いたして

おる、こういうわけでございます。

従いまして、もう一度申し上げます

が、市町村の場合でいいますと、種地が高くなるに従つて、支給地区分は高まっていく、つまり暫定手当の支給を

受ける人間が多くなっていく、そうするとそれだけ単価が上つてくる、そう

いふとそれが補正係数に転化され、補正係数の形に置きかえられて、基礎

の数字にかけられるということになります。従つて、補正係数の段階で、おつしやる趣旨は達成されるのであります。

○成瀬幡治君 なるほど、まことに補正係数とかいろんなのがあって、都合がいいようにあなたの方は答弁するかもしませんけれども、私は、実質

思いますので、何か少し、われわれもいるのです。教員につきましては、同じような計算をしなければなりませんが、これは義務教育国庫負担金の係数の基礎と合しておるわけでございます。現

て、平均値を出して計算をしておるわけでございます。で、その平均値で出しました単位費用の基礎にあります。教職員でいえば十五万で

すが、これはどこからもそういうようないふるが、どんなふうに計算しておいでになるのか、一つ。

○説明員(柴田謙君) ちょっととこまかに申し上げますと、暫定手当の支給地の区分が、四級地であります所は、年額四千七百四十円、三級地が二千五百二十円、二級地が二千百六十円、一級地が千九百二十円、無級地が八百四十円、それが単価になつております。

○成瀬幡治君 私から言ひますと、それは補正係数の問題でございまして、単位費用の基礎に織り込みます場合においては、大体百七十万の人口、

市町村の場合なら十万でござりますが、この人口の構成のもとにおける通勤手当の支給を受けます職員の分布状況といふものを想定して計算いたしておる、こういうわけでございます。

従いまして、もう一度申し上げます

が、市町村の場合でいいますと、種地

が高くなるに従つて、支給地区分は高まっていく、つまり暫定手当の支給を

受ける人間が多くなっていく、そうするとそれだけ単価が上つてくる、そう

いふとそれが補正係数に転化され、補正係数の形に置きかえられて、基礎

の数字にかけられるということになります。従つて、補正係数の段階で、おつしやる趣旨は達成されるのであります。

めていただきたい。これは非常に私の方の言うことが無理でしょうか。

○説明員(柴田謙君) 給与制度が非常に複雑になっております以上は、おしゃることがやや無理でございまして、どうしてもそういうようにこまかく分けた参らなければ、交付税の算定を受ける団体の方が満足をいたしません。簡単にやれば簡単にやる方法はございませんけれども、簡単にやると、かえつてその間のアンバランスが大きくなりまして、また、おしかりを受ける上も都合がよく、また正式に算定されるものならば、やむを得ぬというふうに考えております。

○成瀬暢治君 これも文部省が来なければ都合が悪いかと思いますが、一応聞きたのは、再建団体の給与条件に対する相当強硬なあなたの方は通達を出しておるようございますが、その後の経過はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(小林興三次君) 再建団体につきましては、国の基準が回つておる団体につきましては、国の基準通りにしろという趣旨のことを申しました。団体が十一県あるはずでござります。それは県によつて条例が、一般職の場合もあれば、教員の場合もあるし、警察の場合もあります。そのうちで青森県はいつでございましたか、二月に条例を変えまして、國の基準通りに直しました。その他の県につきましては、すみやかにやるようにと言つておりますけれども、現在までのところ、やつたと

いう報告は得ておりません。われわれの——四月になつてしましましたが、県議会が独自に決定した方針を貫いていくと仮定をして、そうした場合に、あなたの方としては懲罰的に交付税で落すとか、どこかで落すとか、何かそういうことをやりますか。

○政府委員(小林興三次君) これは、この前もこの委員会でその問題が議論になりましたが、私はこの次の再建計画を、どうせ財源が確定したことを見合つて、全般的な計画変更をやらざるを得ないはずでございますから、そのときにはもう一度にやつてもらうつもりであります。そのときにはやらぬといつておられるようですが、その後の経過はどういうふうになつておりますか。

○成瀬暢治君 事の是非とか、そういう議論は抜きにしまして、もし、あなたの方の通達に応じないと申しますか、条件としてそのことを求めるところに問題がござりますので、条件としてそういうことを求められたでござります。そこでこの措置の規定に応じなかつた場合にはどうするかというのは、再建法の二十一条の三項、これは法律論だけを申しますと、「前二項の規定による求めに応じなかつた場合には、自治府長官は、第十五条の規定による財政再建債の利子の補給を停止することができます」。こういう趣旨の規定がござります。これは法律論でござります。

○成瀬暢治君 この問題はそれだけにして、次に道路の問題でちょっとお尋ねしたいと思いますが、一千九百億とねしたいと思いますが、一千九百億といふワクは大体認めた、こう言われるわけですが、これは解釈なんですが、道路の計画に基く、いわゆる県市町村道の計画に基く、いわゆる県市町村道路のみなのか、それから自治体独自のワク外に地方自治体の独自の道路費道路計画というものがあるだろうと思ひます。そのときには、それをやらないといつておられます。もし、やらなければいけない、こういう前提であります。これは法律論でござります。

○政府委員(小林興三次君) 今仰せのものは、道路譲与税と既油は、これは道路の特定財源ですから、仰せられたのはほかに、従来から維持・補修費などを見ておつた経費もありますので、そちらにはもう一度にやつてもらうつもりでありますから、われわれといたしましては、計画的に積極的にやるものはないでいいが、それ以外に道路事業はあり得る、それはそのままやらせなければいけない、こういう前提であります。

○成瀬暢治君 そうすると一千九百億のワク外に地方自治体の独自の道路費であるということによろしいですか、そういうふうに承つておる。

○政府委員(小林興三次君) あります。

○成瀬暢治君 ちょっとと今数字はございませんが、あの九千億の計画と申しますのは、今の九千億の計画を作るとときに、これは、あれも具体的な路線を積み上げて作つたもののじやく、今までのところには、みんな並みをそろえてやつてもらいたいと思つております。

○成瀬暢治君 私は法的な措置として開かせ願いたいと思います。

——

○成瀬暢治君 いたしましては、もうこれは三月の——四月になつてしましましたが、能够でございまして、再建法の今の問題は、二十一条に基いて必要な措置を命じたこと、それから三条に基きまして計画変更の場合に条件を付するという問題がござりますので、条件としてそのことを求めるところに問題がござります。つまり、条件としてそういうことを求められたでござります。そこでこの措置の規定に応じなかつた場合にはどうするかというのは、再建法の二十一条の三項、これは法律論だけを申しますと、「前二項の規定による求めに応じなかつた場合には、自治府長官は、第十五条の規定による財政再建債の利子の補給を停止することができます」。こういう趣旨の規定がござります。これは法律論でござります。

○成瀬暢治君 この問題はそれだけにして、次に道路の問題でちょっとお尋ねしたいと思いますが、一千九百億といふワクは大体認めた、こう言われるわけですが、これは解釈なんですが、道路の計画に基く、いわゆる県市町村道の計画に基く、いわゆる県市町村道路のみなのか、それから自治体独自のワク外に地方自治体の独自の道路費道路計画というものがあるだろうと思ひます。そのときには、それをやらないといつておられます。もし、やらなければいけない、こういう前提であります。これは法律論でござります。

○政府委員(小林興三次君) 今仰せのものは、道路譲与税と既油は、これは道路の特定財源ですから、仰せられたのはほかに、従来から維持・補修費など見ておつた経費もありますので、そちらにはもう一度にやつてもらうつもりでありますから、われわれといたしましては、計画的に積極的にやるものはないでいいが、それ以外に道路事業はあり得る、それはそのままやらせなければいけない、こういう前提であります。

○成瀬暢治君 そうすると一千九百億のワク外に地方自治体の独自の道路費であるということによろしいですか、そういうふうに承つておる。

○政府委員(小林興三次君) 今仰せのものは、道路譲与税と既油は、これは道路の特定財源ですから、仰せられたのはほかに、従来から維持・補修費など見ておつた経費もありますので、そちらにはもう一度にやつてもらうつもりでありますから、われわれといたしましては、計画的に積極的にやるものはないでいいが、それ以外に道路事業はあり得る、それはそのままやらせなければいけない、こういう前提であります。

○成瀬暢治君 ちょっとと今数字はございませんが、あの九千億の計画と申しますのは、今の九千億の計画を作るとときに、これは、あれも具体的な路線を積み上げて作つたもののじやく、今までのところには、みんな並みをそろえてやつてもらいたいと思つております。

○成瀬暢治君 なぜ、こういうことをお尋ねするかといふと、財源が非常に問題なんです。で、財源を洗つてみると五大市分が五億ありますから、それ

と軽油引取税が大体六十三、四億ありますから百九十五、六億ということになります。一千九百億が五年計画だとすると、五で割つてみますと、年度三百八十九億、これに地方独自の道路がありますから、これにプラス・アルファがつくわけです。これをちょっと比べてみると、二百億ほど財源というものが不足してくると思います。この穴埋めをどこから持つてくるかというのが非常に問題になつてくると思います。一般会計から穴埋めをするということになれば、他の投資的経費といふもののが削減されることになると思います。ですが、そういうものに対してもう一度、そのほかに、従来から維持・補修費などで普通の維持・補修費などがたくさんございませんから、そこで現在の都市の財政計画でも、一千九百億に見合うものばかりするということにはなりません。

○政府委員(小林興三次君) 今仰せのものは、道路譲与税と既油は、これは道路の特定財源ですから、仰せられたのはほかに、従来から維持・補修費など見ておつた経費もありますので、そちらにはもう一度にやつてもらうつもりでありますから、われわれといたしましては、計画的に積極的にやるものはないでいいが、それ以外に道路事業はあり得る、それはそのままやらせなければいけない、こういう前提であります。

○成瀬暢治君 ちょっとと今数字はございませんが、あの九千億の計画と申しますのは、今の九千億の計画を作るとときに、これは、あれも具体的な路線を積み上げて作つたもののじやく、今までのところには、みんな並みをそろえてやつてもらいたいと思つております。

○成瀬暢治君 なぜ、こういうことをお尋ねするかといふと、財源が非常に問題なんです。で、財源を洗つてみると五大市分が五億ありますから、それ

○政府委員(小林與三次君) そ う で
す。

○加瀬完君 その上にさらに、地方独立するということになりますと、それは例年通り盛ったとしても、この百八十五億は、一部受益者負担としても、百五十億内外といふものは、まるまるこの五ヵ年の道路計画のために地方が新しく持ち出さなきやならない分になる。それで交付税にしても、あるいは来年度地方税法を全面的に改めるとしても、これ以上は地方税の増収といふものが非常に大きな幅であえるといふことはそぞ予想できない。そうなつて参りますと、この百八十五億の負担といふものは、地方にとって相当重いものになるのじやないか。関連して言うならば、これを出すために一般の地方の、今まで地方独自で計画しておつた道路費用といふものは、ある程度バランスをとるために、削減をされる傾向が生じてくるのじやないか、それでは国の計画のために地方の計画が削減されるといふことで、これはどうも本来の地方の住民の福祉といふことからすれば、ちよつと考えなきやならない問題が出てくるのじやないか、私もそういう点非常に疑問を持つわけであります、が、この点どうでしようか。

いる数字があるのであります。そのが付税の単位費用の基礎になつております。すなはち財政需要額ですね、ちょっと今申しますと、私も、道路関係の予算が上つたものだから、資料を置いてきらやつて、その内訳を今持つておりますから、あつと今申しますと、から御報告申し上げます。そこでそろそろいう経費と、それから、今申しました一部の受益者負担、これは、そうたくさんある金じやございません。ほんの少しの金でございまして、主体じゃございません。そういうものをひっくるめまして、今の計画の程度ならば、われわれとしては引き受けられる。問題はよく議論になつております補助率が来年から下りかりに下つたらどうなるか、こういうところが非常な大問題で、今の補助率での国の仕事を今後四年間にやるというのならば、来年度仕事がえられない伸びまして、たしか千九百億の場合に二十億前後がふえるはずで、単独の部分が。それから公共事業の関係も二十数億がふえる計算のはずでござります。ところが今補助率で引き下げたりしますと、二億円近く一挙にふえる計算になります。それはもうとつてもそういう金額はもうやりようがございません。それでわれわれといつしましては、現在の補助負担率を前提にしてならば引き受けれるよう、こつちとしてでも責任を持つて財源措置をせぬといかぬし、今後も財源は確保せぬといかぬ、こういう考え方でおるわけでございます。

○成瀬幡治君 補助率の問題にかかりました。とこりが、問題は七千百億のうち千五百億が有料道路だ、引いた五千六百億、これが国の計画になつてくる。そして日本税の方はどういう格好になるかと申すが、とにかく、あのときお答えいただいたのは、五年間にガソリン代がうんと伸びて三千六百億入ってくる、こういう話だった。話はで、かりに五千六百億から三千六百億を引きますと、二千億穴があいておるわけですね。その二千億を一般会計から落していく、すると今、国が出しておる道路はあのときは、今年度は五十五億になつてゐる。そうすると、これがまことにいふえるか知りませんが、まあやつてみると五十五億の五年分なら二百七十五億、これはふえて三百億程度としましても、やはり一千七百億がら一千五百億くらい穴があくことになるのです。これが結局地方へしわ寄せをされてくるじゃないかといふのが実は心配なんです。あなたは、補助率の方で心配が一つあるというのと、国の計画を遂行してくるためのやはりしわ寄せといふものがここにくるのじゃないか、片一方じゃならない道筋はうんとやらなくちゃならぬといふような地方の声がある、やつた方がいいような考え方、しかし財政的な裏づけはこうなつておる、ここに一つの問題があると思いますが、ですから、自治庁としては、一つ千五百億か、あるいは千七百億になるか知りませんが、このしわ寄せのこないよう、予防措置と申しますか、こういふことは一つ十分やつていただきたいのです。この対策私はないと思います。この点だけ申し上げまして、私はやめます。

○加瀬完君 文部省お忙しいところ
いでいただきましたので、交付税の基
本的な問題でござりますが、自治府にも
然お伺いをする所なんですが、今、一
般関係の算定基礎についてお伺いを
たいのでござりますが、御質問あつ
りまして、交付税の単位費用が全部算
算されて新しく出てくるわけですね。
しかし、教育の標準施設規模といふ
のが明らかになつておりますから、
この点の単位費用と、いろいろな
確に出ておらないわけです。これが大
きく出ないで、交付税の算定のとき
単位費用だけが明らかになつて、交
付税の額がきまつておるということにな
りますと、これはどういう標準施設規
模の単位費用を出して、それは交付
税と見合つた形で単位費用を計算し
ければならないということになるの
じゃないか、前提としてそういう疑問
を持つわけであります。そこで具体的
に伺いますと、教員の給与の積算其
の基礎、これをどういふうに今度はお
えになつておるのか。たとえば、今ま
では人員が、教員が十五人ですか、學
級数が十二、それから児童数が五百四
十人、こういうよくな点を一応基準と
いたしまして積算をいたしておつた七
けですね。しかし、その積算の中に
は、大体文部省で実態調査をした結果
は、その小学校の給与の中心位置は
大体四級だった。ところが、積算基礎
では二、三級が中心になつておる。
これを圧縮措置だといふような言葉で
いわれておつたのですが、この圧縮措
置といふのは、今度は訂正されるこ
になるのかどうか、この点をまず伺
ます。

卷之三十一

本律の積算基礎といふものを押えて、それで交付税といふものを組み立ててあるわけですね。そこで交付税といふものは、何も教育費だけではなくて、全部含まれているわけです。結果において、一般財源からの相当持ち出しといふものがあるが、バランスがとれておったといふのが実態だと思うのですが、その点も文部省では、これは積算基礎の中心が四級程度であるのを二、三級に押えているために、ある程度圧縮された計算になるから、結局一般財源からの持ち出しといふものを持たなければ調節ができなくなるのだというように言われておったわけですけれども、そういう御主張であったように承わっているのですが、今度の単位費用の改訂では、その積算基礎といふものは、今までの問題点が解消されるような進歩をつけたあるのかどうか、こういうことです。

○加瀬亮君 その今お話をありました
一学級当たりの教員数ですが、今まで
の計算によりますと、学級数をAと
$$\frac{7}{540} \times (45 + \frac{B}{A})$$
 こういう形であり
ましたために、大規模学校には非常に
教員数の配当が有利であつたけれども
も、小規模学校では非常に不利であつ
たという欠陥があつたわけです。これ
は是正されることになりますか。

〔理事大沢雄一君退席、委員長着
席〕

○政府委員(内藤三郎君) いの点は、
今度の定数の標準法によりまして、で
きるだけ小さな規模の場合にも考慮を
いたしておりますので、御指摘の点は
是正されると思っております。

○加瀬亮君 是正されるとすれば、交
付税関係から教育費として流れていく
費用といふものは、昨年から比べて形
の上ではあえてくるわけですね。そう
しますと、交付税がそれだけ教育費に
流せるものか、流せないものか、とい
うのは、いわゆる標準施設規模とい
いますか、こういう法律でできることが
り、政令できることなり、少くとも
内容は政令でできることだと思いますが、そ
れが事前にはつきりしませんでは、交
付税でそういう算定が可能なのかどうか
かという問題が、まだ将来政令ででき
るということでは、はつきりしないと
思うのです。これは成瀬委員が質問を
しました道路の問題でもそうですが、

五ヵ年計画といふものの内容を明確にしないで、どれだけ地方負担が出るか、あるいはそれに交付税によつてしまかなるべきものがどれだけか、それをして基礎としての単位費用がどれだけかといふ計算ができないので、やはり成瀬委員の御指摘のような心配が道路には残るわけです。教育施設についても、法定基準といふものや、あるいは政令で定める内容といふものが明確になりませんでは、私は実際には交付税の算定というものはできないと思うのです。その点はどうでしょう。

○政府委員(小林興三次君) それは個別の算定については全く仰せの通りでございます。それですから、きまらぬことにはわかりません。ただ、こちらは単位費用などを算定するときには、総体計算として、財政計画上、国の予算を前提にいたしまして、一つの数字が出ておりますから、それを基礎にして単位費用を組んでいきますから、個々の計算の基礎はきまつたものから出てくるわけです。個々の団体の問題は全く具体的の数字がきまらなければわからぬ、こういうことになります。

○加瀬亮君 そうしますと、結局、自治庁では五百四十人、十二学級、教員十五人、こういった標準はあまり変わらないといふ見込みしか立てられないと思うのですが、文部省では、今度の政令にゆだねてあります標準規模といふものの内容が明確になれば、当然あらゆる教育の条件がよくなるといふお話をですが、小林局長のようなお話は、やはり五百四十人、十二学級、十五人という標準はあまり動かないということになりませんか。

○説明員(柴田謹君) 仰せの標準団体の規模は本年度から変えておりません。従来は、学校を単位に標準規模を計算をして、それに基いて単位費用を組んでおります。今度は標準定数ができるわけござりますので、その標準定数に基づいていく意味から、標準団体の規模は、このお配りしました単位費用を算定基礎に書いてございますが、学校教員数は四百二十校、児童数は二十二万五千人、教職員数が七千三百三十人、そのうち休職、産休百四十人、こういふ計算で単位費用を割り出しました。この割り出したました標準団体の規模の基礎は、文部当局と話し合いをいたしまして、大体百七十万の人口の府県のサンプルをとつて大体計算をして、る。略密な意味で申し上げますと、お説のとおりに、標準定数の算定指標に関する政令が出来ましたと、百七十万の正確なものは出来ません。しかしながら、大体、国庫負担金の積算基礎は、五千人の増員を想定いたしまして、国庫負担金の基礎が組まれておりますので、それを参考しながら、それに基いて百七十万人の人口の府県のサンプルをとることに問題があると思うのです。想定いたしましたのでござります。

○加瀬完君 現状の府県のサンプルをとることに問題があると思うのです。たとえば、二十九年には結局一応の基準を押えて、それが教員数は十六人である。それを三十一年、三十二年は十五人に縮小をされ、しかも年を追うるに従っていきなり縮小をされた形になつてゐると思うのです。それで、今仰せのよろしくな形にしても、それは結局、今までと違つた、抑えられた形になつていて、ある程度再建法その他によつて死んでしまうのです。それで、今までと違つた、抑えられた形になつていて、ある程度再建法その他によつて死んでしまうのです。

の五百四十人、十二学級、十五人と、うものとあまり変わらないのじやないか。少くとも二十九年度よりもさり気なくなつたという結論は出てこないぢやないか、こういひ疑問を持つわけです。この点はどうなんでしょうか。
○説明員（柴田謙君）おっしゃる通り、秘密な意味におきましては問題はあるかもしません。しかしながらよくあります。この点はどうなんでしょうか。ために五千人の増員を予定いたしましたのは、どうやら部分にその五千人の増員というものが行われるかどうかといいますと、これまた問題が実はござりますのでございまして、正確に申し上げますならば、算定措置に關する行政令が出たあとで、標準団体を想定してやるのが本来のやり方でござります。しかし、それを待つておりましませんならば計算が間に合いませんので、位費用といたしましては、やむなく中政計画なり、あるいは国庫負担金の確定の基礎になつた数字を基礎にして計算をしたのでござります。算定措置に出ました暁におきまして、非常な不合理的がありましたらば、直していくつなりでございます。

千何人といふことなんですね。これは文部省の現状のすし詰め学級の解消ということからすれば問題にならない、十分の一に近いような低い線です。こういう前提で単位費用といふものをはじき出しても、これではどうも、文部省の考へてゐるような適正な標準が学級なり施設なりに生まれてくるといふことは、私どもの考へでは考へられないと思うのですが、この点、文部省はどういう御見解を持っていらっしゃいますか。

数の方で、これが完成すれば一応七千人
人の増ということになつておるわけ
です。それから、すし詰めの方で五千人
人、私どもはこの程度ですし詰め学級
については、本年と来年で、中学校は
五十人以下になり得るという判断を
持つております。それから、小学校につ
きましては、本年、三十三年がピーク
でござりますので、今後五六年間に五
十人以下になる、かような計算のもと
にこの法案を出したわけであります。
○加瀬完君 それでこの定額等の政令

て、私どもは、今出ている法案については、これはこれが通過いたしますれば、少くとも十九県の赤字府県については今までのごとたは解消されると思います。なお、義務教育の一定水準を確保できる、かように考えております。

○加瀬亮君 一応一学級の児童、生徒数というものは標準がきまつっているわけですから、それを確実に実施させることを日安に、経過措置としていろいろの方法を講ずるという形であれ

國庫負担法が、今度の法案によつて最も低基準が保障されますので、むしろ実績の負担金の方が上つていくだろうと期待しております。

○加瀬元君 そうしますと、施設なんかにつきましても、たとえば、建築費とか維持費とか、経営費といったようなものも、今までよりも条件が非常によくなるということになりますか。

○政府委員(内藤督三郎君) この今出としておる法案は、御承知の通り、学級規模を適正化するということと、各県

いうのは、教員数だけでなく、今度は子供を入れる教室とすることにも当然関連が出てくるわけであります。二十九年は、小学校では一坪を二万七千円百円と計算をしたわけです。それが三十一年になりますと、二万七千円に躉して、三十二年に三万円に上げましたけれども、今度は中学校なんかの生徒一人当たりの坪数になりますと、一・〇・五坪であるものを、〇・九九坪と減らしている。いわゆる屋内体操場みたいなのものは補助の対象にいたしましたけ

○政府委員(内藤督三郎君) 二万人私の方があが要求いたしましたのは、大ざつ詰め学級の解消にしたい。それからそばに申しまして、一万人は、このすしの一万人の根拠は、来年は中学の方が大体一万人減るのでですが、小学校の方が一万人ふえる。そのふえる分はそのままにして、減らす分を減らさないでおきたいということで一万人の要求をしたわけです。それからあとの一万人は、大きつぱに申しまして、市町村が負担している教員、事務職員、義務教諭等入れますと、大まかに一万人いるわけです。その者を定数基準に組み入れたい、かような見地から二万人を要求したわけでございます。そこで最終的にきまつたのは、中学校の学級編成で五千人増、これがきまつた。それから、そうすると今度は定数基準の方が困るわけなんです。そこで定数基準につきましては、大蔵省、自治庁とともに十分協議いたしまして、三十二年度で実施すれば、大体七、八千人の増になる計算なんです。それを一べんに増にしないで、できるだけその調整をいたしら、そして、総体的には現在の予算で間に合るようにしておりますけれども、定

の内容といふものはもう固つておるのですが、○政府委員(内藤謹三郎君) 今、ただいま自治庁、大蔵省とも十分協議をしておりますが、大体の方向は固つております。

○加瀬完君 大体の方向としては、一応文部省として、すし詰め学級なり、あるいは不正常授業なりと、いろいろな条件を緩和するといふことが大前提になつて、標準定数がきまるような仕組みになつておるのですか。それとも、義務教育の国庫負担額なり、あるいは交付税の今までの従来の算定の概数なりといふものが基準になつて、便宜的な数値を出すという形になるのですか、どうですか。

○政府委員(内藤謹三郎君) それは非常にむずかしいのですが、一つは、国庫負担金なり、国庫負担金の額で、あと半分は、交付税の方は、地方財政計画によつて大体きまるわけであります。ですから国庫負担金の額を一方ににらみながら、他方において教育水準として望ましい最低限の基準といふものを考慮しながら、そこでその調和をはかりながら出した案でございまし

ば、将来とも標準は引き上げられてくるという見通しが予想されるわけですが、しかし、負担金なり交付税なりといふものを、一応の片一方の大きな抑えとして、現在の状態に合せていくと、いうことになりますと、現在の地方財政なり、あるいは国の負担金なりといふものと合せていくということになりますと、これはどうもおっしゃる線が、相当年数がかかつてもなかなか解消されないのではないかという心配が残るわけです。われわれは、これを画期的なものとして、大いに期待をいたしておりでございますが、遂に、来年、再来年と年を迎えるごとに、今の問題になつておるむずかしい条件が、解消の方向に向つてくるよう組み立てられておるのだというふうに解釈してよろしいですか。

の定数の標準を作ることであります。お尋ねの施設の関係は、これでござります。市町村負担の関係は、これは市町村負担の関係でございますので、市町村の教育費を充実いたしましたい、かように考えまして、本年度は義務教育の中でも、教材費は、従来は一部負担でございましたのを、はつきりと二分の一負担に法律改正をいたすよりに、ただいま衆議院の方の議決を経ておりますが、参議院の方に回っております。これによつて、従来、地方に財源措置をしていなかつた教材費も、新しく十五億財源措置をしたのであります。さらに市町村の教育費を充実するという意味で、いろいろ運営費その他について非常に窮屈な点がありますので、P.T.A.等の負担の大きい現状にかんがみまして、地方の教材費の負担分を見込んでいただいておるのであります。

れども、施設そのものについては、一十九年度から見ると、三十一年なり三十二年なりといふのは非常に大きなか進歩をしておるというわけにもいかないと思ふ。三十三年度以降の財政計画では、こういう点をどのように措置されておるのですか、これは自治厅にも伺いたいのですけれども。

○政府委員(内藤譽三郎君) 建物の予算は前年とあまり變つておりません。しかしながら、この建物は、前に作つた建物が有効坪数になりますので、それがどんどんふえていくわけであります。ところが、一方、児童生徒の関係から申しますと、ことし、三十三年が小学生がピークでございますので、中学校に至つては五十万減つておりますので、私どもの基本的な考えは、生徒の減少分を中心にしてやる申し詰め学級を解消していくたい、こういう趣旨でござりますから、建物の方の予算が急激にふえる必要はないと思ひます。しかしながら、建物の関係の予算も同時に充実いたしませんと困りますの

五行音一七二 漢語五行音一七二

で、一つには生徒の減少、一つには建物の整備、この両々相待つて、すし詰め学級の解消に努力したい、かような趣旨でございます。

○加瀬完君 自治庁ですね、今、質問をいたしております建築費なり維持費、それから経営費なんかは、学校单位分を除いては、学級分に四〇%、児童生徒分に六〇%、いわゆる四・六の比率で按分されておったわけですね。文部省では、これを逆に、六・四の按分にした方がいいという意見があるようあります。が、ことしもやはり四・六という数字になつておると聞いておりますがね。これは何か新しい修正がされたのですか。

○説明員(柴田謹君) 別に新しい修正

はいたしておりません。さような意見

があることは承知しておりますが、検討中でございます。

○加瀬完君 財源別の建築坪数を調

べますと、大体いわゆる自己資金で

まかなわれておるものが、小学校で

四三%、中学校が五〇%、全日制の高

等学校は五九%となつておりますね。

この財政負担といふのは、相当教育費

の負担としては地方には大きなものだ

と思う。これを特に貧弱団体なんかに

対しましては、自治庁は起債といふも

のでいかないで、新態容補正といふ形

で、交付税で救つていく、こういう御

方針を出されたようありますが、そ

の点うまくいつておりますか。

○説明員(柴田謹君) 交付税で救うと

いう考えは別に出しておりません。

○加瀬完君 ですからね、この校舎だ

けを取り立てて交付税で救うといふこ

とはないけれども、いわゆる後進地を

取り戻すという一つの目的から、後進

地補正といったような意味で、態容補

正を考えておるわけでしよう。それ

は、その後進地といふ中に、非常に自

己負担に耐えられない、しかも不足学

級や学校数を持っておるということ

が、内容として取り入れられておるか

どうかということです。

○説明員(柴田謹君) これは、全面的

に従来の特別態容補正を発展的に解消

いたしまして、広く府県、市町村を問

わず、投資的経費の合理的な算定をい

たしますために特別態容補正的なも

のを広く府県、市町村に適用するとい

う道を開こうとしておるのは、御指摘

の通りであります。ただ市町村の場合

に、これは団体の数も多らござります

し、団体の規模も千別万差でございま

すので、どういう経費についてどうい

うような補正をしていくかという問題

について——学校と申しましても、ど

の学校に、どういう団体の学校を中心

に考えるかという問題もありましょ

う、あるいは土木をとらえますなら

ば、下水とか屎尿とかいうものを中心

にそういう経費の充実をはかつてい

くといらやり方もありますし、経

費の態容と内容につきまして、慎重に

検討いたしまして金額をきめていきた

いと思います。現在まだどの費目にど

うような形で適用するかは検討中で

あります。まだきまっておりませ

ん。

○加瀬完君 教職員の定数の標準に関

する法律の内容といふものは、具体的

には政令で定めになるということで

あります。が、学級数、教員数を政令で

きめて、従つて、これが運営できるよ

うな財源措置は、当然付隨して交付税

なってきたということになるのです

か、政令がきまつたあとで生まれてくる単位費用の計算は。

○政府委員(小林興三次君) 教員数の

問題は、当然必要数は交付税で確保し

て保障していく、こういうことになり

ます。

○加瀬完君 といいますと、義務教育

職員の給与は、先ほど内藤局長の御説

明のように、二分の一は国の負担であ

りますから、との二分の一が当然地

方の負担になるわけですね。これは一

般財源によるということになるわけで

すけれども、一般財源で、今度の特に

交付税等の新しい計算によれば、今ま

でと以上に一般財源であとの二分の一

が確実にまかなえるという計算になる

ということになるのですか。

○政府委員(小林興三次君) これは交

付税の計算上は、適正な給与をもとに

して、文部省がお定めになる標準定数

だけは財政的に確保できるようにいた

します。

○加瀬完君 今までできるようには

なっておったわけですから、府県

の歳出の中で教育費といふのは一番額

が多いわけでありますから、教育費だ

けが交付税といふわけには参りません

けれども、交付税を考えたときに、教育

費といふものを切り離して考えるわけ

には参りませんので、教育費だけを取

り出してみても、新しい計算方式が、一

般財源でその教育費の二分の一負担分

がまかなえるという解決がされており

ませんでは、どうも今までとあまり違

わないということにもなりかねないわ

けです。で、今度の交付税の単位費用

の計算では、今までよりこの点はよく

きましたといふことになるのです

かでも、一番そういう意味で攻められ

たのは教育費といふことになつておる

と思うのです。この点で、今度の計算

によりますと、今まであつたような問

題は一応解消されると解釈してよろし

いですか。

○政府委員(小林興三次君) これは再

建計画でいかにも教育費がはじめられ

たというお話をございましたが、これ

は県によるのでございまして、私は、

再建団体でも定数はむしろ標準定数よ

り多いところもあれば減るところもある

はずでござります。いずれにいたしま

す。

○政府委員(小林興三次君) 教員数の

問題は、要するに国が定める適正な定数

とあるところもある、それは標準定数があ

ります。

○加瀬完君 といいますと、義務教育

職員の給与は、先ほど内藤局長の御説

明のように、二分の一は国の負担であ

りますから、との二分の一が当然地

方の負担になるわけですね。これは一

般財源によるということになるわけで

すけれども、一般財源で、今度の特に

交付税等の新しい計算によれば、今ま

でと以上に一般財源であとの二分の一

が確実にまかなえるという計算になる

ことがあります。

○政府委員(小林興三次君) これは交

付税の計算上は、適正な給与をもとに

して、文部省がお定めになる標準定数

だけは財政的に確保できるようにいた

します。

○加瀬完君 今までできるようには

なっておったわけですから、府県

の歳出の中で教育費といふのは一番額

が多いわけでありますから、教育費だ

けが交付税といふわけには参りません

けれども、交付税を考えたときに、教育

費といふものを切り離して考えるわけ

には参りませんので、教育費だけを取

り出してみても、新しい計算方式が、一

般財源でその教育費の二分の一負担分

があつたわけです。まあ再建計画なん

がまかなえるといふ解決がされており

ませんでは、どうも今までとあまり違

わないといふことにもなりかねないわ

けです。で、今度の交付税の単位費用

の計算では、今までよりこの点はよく

きましたといふことになるのです

かでも、一番そういう意味で攻められ

たのは教育費といふことになつておる

と思うのです。この点で、今度の計算

によりますと、今まであつたような問

題は一応解消されると解釈してよろし

いですか。

○政府委員(小林興三次君) これは再

建計画でいかにも教育費がはじめられ

たというお話をございましたが、これ

は県によるのでございまして、私は、

再建団体でも定数はむしろ標準定数よ

り多いところの県もこれは幾つかある

はずでござります。いずれにいたしま

す。

千二百万、基準財政需要額は六億六千七百万、一億三千幾らという差額があるわけです。これが結局、教育費のために非常に自由財源の幅を取られて、教育費を抑えない限り他とのバランスがとれないということで、教育費に、ことに再建団体なんかは、局長は先に御説明をなさいましたが、おおむね再建団体は教育費を大幅に抑えてきて、結局、給与なんかにつきましても、いろいろの理由はありますよが、繰り延べとか、あるいは停止ということをやさらざるを得なかつた、あるいは定数を削減する、あるいは宿直みたいな形も抑えざるを得なかつたという原因にもなつておると思う。これらの問題は、今度の計算で参りますと、解決されるということになりますか。

○政府委員(小林與三次君) それです

から、個々の県によつて私は具体的の問題は違つてくると思ひます。要するに、今度の問題は、全国を通じて公平な基準で標準定数を確保しよう、こうしたことでござりますから、そういう国が考へておる標準定数だけはすべての県に確保できるように私は財源措置を保障する、こうしたことになるのでございまして、個々の県では、それより出ておるところもあるかもしだれぬし、それより高いところもあるかもしだれぬし、そういうところは今度の措置によってプラスになるかといふは、私は必ずしもプラスにならない。しかし、それよりへつこんどおるところは、当然またもな定数でまともな給与を確保できるようには、これは十分になるようになつたといふと思います。

○加瀬完君 交付税制度になつてから

と、平衡交付金制度のときの比較なん

ですが、先ほど申しましたように、一般的な傾向としては、二十五年あるいは二十六年度のころは、基準財政需要額は主要一般財源を上回つて、府県がその余裕を国庫の方の経費に振り向けるというようなことまでできた。そこで府県別に、二十五年ないし二十六年度の小学校、中学別の基準財政需要額と主要一般財源の額が自治庁でおわかれていますか。あるいは文部省でも、二十五、六年度ころの一休基準財政需要額と主要一般財源の比較といふものを検討して、それとのにらみ合いで今度のよろな標準定数なり、あるいは他の条件なりといふものをお考へになつたと解してよろしいですか。

○政府委員(小林與三次君) 今の数字は多分調べれば出でてくると思ひます。要するに、基準財政需要額と、それをこの県で一般財源を教育費に投入した、その比較でござりますね、それは調べて報告申し上げたいと思ひます。今度の問題は、別にそういうことを基礎にして私は数字がきまつてくるのじやないのであります。要するに、学校を正常な形で運転していくために國が考へておる標準定数だけはすべての県に確保できるように私は財源措置を保障する、こうしたことになるのでございまして、個々の県では、それより文部省がお考へになつてそして定められた、それがねじりやないかといふことを何つている。文部省いかがですか、その点は。

○政府委員(内藤譽三郎君) 大体、こ

の定数の標準に関する法律に詳細に出

ておりますので、ただ私どもは、政令に認めたものは、そのうちのほんの一部でござります。でありますから、政令の分で左右されるわけじやなく

絶対額から申しましても、教員の絶対

数から申しましても、これは全体として

はふえていつておることは間違いない

のです。ことしだって、文部省からお話を通り、差し引きましては三千何

百人になるか知りませんが、数千人ふ

て、むしろ学級編成の基準に關しまし

ては五十目標に、できるだけ早い機

会に五十以下になるようにいたしました

い。それから定数につきましては、私

と、三千三百五十三万円は、施設や備

品に使われております。二千二百九十一万円は教材、教具に使われております。千六百三十一万円は、教員の研修費に使われております。これは当然公費で負担しなければならないものが、PTAの費用によつてまかなわれています。千六百三十一万円は、教員の研修費に使われております。これは当然公費で負担しなければならないものが、PTAの費用によつてまかなわれています。千葉県の県民税は三億七千万円でありますから、県民税とあまり違わない。県民税は収入として第二位でありまして、第三位の遊興飲食税は一億幾

を上げていく、こういう考え方でござります。

○加瀬完君 年々上つてくれれば問題にならない。上つたか上らないかといふ一つの基準線として、二十五年度、二十六年度ごろの基準財政需要額で教育費を見積つたものと、実際教育費に使われた一般財源の額と、それを比較すれば、どんなよろな形で教育費が算定されたかといふものが出てくると思

う。それと比べて、今度新らしく考えられる文部省の政令の内容といふもの

は、はるかに低いものということであ

れば、これは二十五、六年といふもの

が標準といふことにならないかもしれ

ぬけれども、これは問題にならない。

少くもそういう時代もあったのだから、それと比べて、少くともそれを上

回るよろな標準といふものを持たなければなりませんかねじりやないかといふことを

ねじりやないかといふことを

PTAの負担の方がはるかに多い、こういいう状態になつてゐるわけであります。こういう状態といふものは、私は、文部省なり自治庁なりで考へる教育費のバランスといふものが、まだ当を得ておらぬといふことが言い得るのじやないかと思うのです。少くもこの税金外の収入が、県収入の第三位に位するといふことは、私はどうも妥当とは言えないと思うのであります。こういう点でどうも、年々よくなつてゐるかも知れぬけれども、さらによくしなければならないといふ条件がうつせきしてあるのじやないか、こういう点、交付税の算定の基礎の上にどう考へておられますか。

○政府委員(小林與三次君) 今、お話を

しの通り、交付税の始末その他では、だ

んだんよくはしていっておりますが、

絶対的なレベルの問題になれば、仰せの通りでございまして、これは絶対的な問題が全部解決したといふうには、われわれちつとも考へておりません。特に、今のPTA、その他当然公費で負担すべきものを住民に転嫁されている。それを一體どれだけ今度の予算で改善したかと仰せになりますと、その点は、実は残念ながら、まあほとんどやつておらぬ。先ほど教材費の問題が一部ございましたが、さう大きな声で言えるほどやつておらぬといふのが私は事実だらうと思います。こういう問題はどうしてもすみやかに解決すべきであつて、法定の税を議論するとともに、むしろこういう法定外の住民の負担といふものがもつと不合理な形で転嫁されておるわけでございますから、こういちらのものはやはりすみやかに改善できるように、今後もつと真

剣な努力を重ねなくちやならないといふうに存じております。

○成瀬幡治君 小林さん、今の……あなたはそのくらいわかつておられれば、これはもう少し単位費用なら單

位費用を上げていただければ、少くともPTAの金を半分にすることも可能なんです。だから、あなたのおっしゃるよなことは、私はその言葉をあなたにお返ししたい。もう少し教育費の問題について、実際私費的なもので公費

的なものを見ているのが現状であります。そういう点については一つ自治地方政府をおつしめたまつたいたいと思ひます。そういう点につけておられたいふことになる、少くともそういう努力の方も、あなたの言葉をわれわれ百パーセント信用しますから、来年はさ

らに単位費用が一円でも上れば大へん

予定をいたしております。そいつになると、これは政令だとおっしゃるが、大体五十という数字は、われわれはほん

が、問題は、その標準をお作りにならぬ結果になるのではないかと思います。

○成瀬幡治君 今の内藤局長のお話を

小林局長御承認ですか。

○政府委員(小林與三次君) これが先ほどお尋ねのございました漸増漸減

で、ふやすのもなだらかに、減らすのもなだらかに、そういう方式で私どもは交付税を算定いたしたいと思います。

○委員長(小林武治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○成瀬幡治君 内藤さんのお答えと小

林さんのお答えとは、首切りが出るか出ないかといふところで食い違つてい

る。内藤さんは特交で大体見て

いる。小林さんはやっぱ漸減漸増

なはだお氣の毒だと思う。今度の法律改正によつて御迷惑をかけてはならぬ

と思います。この点は私は自治庁に十分御配慮いただいて、特別交付税等

げるようにしていただきたい。それからさらに、それ以上の定数を置いておらぬといふことを非常に心配しております。

○政府委員(小林與三次君) その通りでございまして、標準定数がきまる以上は、標準定数を基礎にして交付税の配分を考えなければならない。それが現在の実員より激変がある場合、ふやす方も減らす方も、一度に

そういうことは事実上できませんから、そこで変化のないように、私は交付

税の配分を考えなければいかぬ、こう申し上げたのであります。現状通りと

いうことになれば、これは定数をきめた値打がないのでござります。定数を合理化するという主張が通らなくなりますから。しかし、これは実際問題と

して、実際上影響がなるべくないようになりますから、そこでもう少し標準定数を考慮して減らす方式をとりたい、こうお答えをしていただきたい。

○政府委員(内藤譽三郎君) この計算につきましては、ただ定数だけで減る

ということはないと思うので、たとえば、今御指摘の埼玉県のよろなど

ころは、単価が非常に低いのでございまます、そこで単価と定数をかけたも

のが、前年度の交付税交付金より減る

ところは、单価が非常に低いのでございまます。私は、おそらく減るという意味で、どれだけ影響があるか、

知りませんけれども、要するにわれわれといたしましては、かりに減らされなければならぬという場合におきまし

ても、交付税の配分におきましては漸減の方針を……。

○成瀬幡治君 特交はどうですか。

○政府委員(小林與三次君) それは特別交付金でやるか、普通交付金でやるか、どちらにいたしましても、私は普

通交付税でいくものなら普通交付税にして、それでできぬものは特別交付税

です。あわせて一本で、なだらかな線になるよういたしたい、こういうふうに考えております。

○成瀬幡治君 やつぱりなだらかな線にも反すると思うのです。それが、それでは私の趣旨にも反し、文部省の趣旨にも反すると思います。

あなたが先ほどおっしゃったように、PTAの負担もあるじゃないか。一万

人といふのは現に市町村が負担をしている先生たちなんです。そういうものから見れば、やっぱり下げる方はこ

の際は思いとどまっていたい、そうち、やはり特交で見ると、あんまりにやつていただきたいと思う。あんまりかみしも着た御答弁では、とても私

の方はやり切れないと思ひます。その辺はその辺でお休みをして一つやつて、いい工合な取り計らいが願いたい。

次に、文部省にお尋ねしますが、先ほどお話しになつた一万人の先生たちが、これはおそらく養護の、いわゆる教事務職員をさしていると思いますが、もし、職員というものが、市町村

で給料を持つて、その教育委員会で任命をしてあるじゃないかとおっしゃるかもしない。PTAで負担してお

るといふような者があるとするなら、これはほんとうに教壇に立つことができるのかできないのか。私も市町村教育委員会が任命したのでいいじゃないか

といふような抜け穴があるかもしだれないと、思ひけれども、大筋としてはそういうことはいけないという解釈です

が、どうですか。

○政府委員(内藤譽三郎君) 今、御指摘の通り、市町村負担の教員、あるいはPTA負担の教員といふものは法的にあり得ないことだし、あつてはならないと思いますので、このたびの定数基準を作るに当たりましては、そういう

ものはないように指導いたしたいと考えております。

○成瀬幡治君 教壇に立つていいのか悪いのか、その点の法的な問題は……。

○政府委員(内藤譽三郎君) 教壇に立つて、教壇に立つて資格は私はあると思います。ただ、負担区分を乱することはよくござりますので、免許状があれば、教壇に立つて違いますので、御承知の通りに、実績負担でござりますので、その

年に〇・一五が出たとか、そういうよ

うな特殊な、臨時的な要素があると思

うのです。経常的な経費では大体十億から二、三十億の間でござります。主として、一番大きいのは、退職金でござります。私どもが見積った退職金よりいつも退職金が多く出るのが一番

国庫負担の中で狂いのもとでございま

す。ほんとうに立つていいのですか。PTAで雇つた先生が、免

許状さえあれば立つていいのですか。

文部省はそれを認めるおっしゃるの

ですか。

○成瀬幡治君 ほんとうに立つていい

のですか。PTAで雇つた先生が、免許状さえあれば立つていいのですか。

文部省はそれを認めるおっしゃるの

ですか。

○政府委員(内藤譽三郎君) 私は、い

いということは申し上げておらないの

です。現に市町村負担の教員のいることは事実であります。しかし、PTAで丸がかけの負担の職員は、私聞いておりません。申しますのは、これはお

そらく、事務の補助員とか、あるいは給仕とか、あるいは給食の作業婦と

が、そういうような関係のものは、私

も聞いておりましたけれども、PTA負担の教員といふものは私聞いておりません。

○成瀬幡治君 私は聞いておる、だからいいか悪いかと言つておる。

○政府委員(内藤譽三郎君) それはもちろん違法でございません。

○加瀬完君 関連。前の質問の関連であります。私が大体精算払いされる額が

が言いたいのは、教育費といふ一つのワクを大体各自治体はきめます。その

ところから、問題は精算払いになつて

がわかれれば、私はこれ以上お話し申し上げることはないと思います。

○成瀬幡治君 それでいいのか。私は

精算をしてみたらよく

お支払ってしまった。こういうことに

費用が二、三十億余分に食つていて

います。私どもが見積った退職金によ

りもいつも退職金が多く出るのが一番

国庫負担の中で狂いのもとでございま

す。これが正直のか知りませんけれども、今お聞きしていると、十億ないし三十億幅が出てくる。そうしますと、それだけひいては地方財政計画に穴があく結果となると思う。ですから、毎年これが繰り返されるとするならば、

それが繰り返されるとするなら、手落ちがあるのじゃないか、こういうことを言つておる。

○政府委員(小林興三次君) ですかなく、あなたの方の問題として私は

お困りちゃうのです。これは文部省で

おやりになることなんですか。それと

も大蔵省でおやりになることなんですか、文部省の方で、たとえば三十一年度の精算が非常におくれたために、それと一緒にやるとかいうようなお話を、また

おくれている。地方は資金繰りに非常に困っちゃうのです。これは文部省で

おやりになることなんですか。それと

も大蔵省でおやりになることなんですか、文部省の方で、たとえば三十一年度の精算が非常におくれるならば、三

十二年度の分をしかるべき早く支払いをするという形で、資金繰りに、それ

でなくとも教育費に悩んでいるところに、さらには利子がかさむよろな、地方の負担を増させないような方法を一つ

おとりいただきたいと思う。

○政府委員(内藤譽三郎君) 御趣旨の標準定数といふものは事実上なかったのですから、一応われわれとして、国

の予算を基礎として財政計画を立てておつたわけでござります。それですか

標準定数といふものは事実上なかつたのですから、実員との間に相違といふのは私

は起り得るだらうと思うのでございま

す。実際ふえれば、ふえたやつを追つけて國が負担を出すと、こういう仕

組みになつておりましたが、しかし、これから標準定数といふものが作られ

れば、これは事実上、それが地方におげた。こういうような方式は、今まで

2 等に因する経過措置)
この法律の施行後各都道府県につき最初に都道府県の議会の議員の選挙の一般選挙が行われるまでの間ににおける都道府県の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、なお從前の何による。
(選挙期日が公示されている選挙等に関する経過措置)
この法律の施行の際すでにその期日を公示し、又は告示してある選挙については、なお從前の例による。

3 (町村合併に係る都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例)
昭和三十年四月二十三日に行われた都道府県の議会の議員の一般選挙において、町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十九号)第十五条の五(同法第三十六条及び第三十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基きその選挙区に關して同条に規定する特例によることとされた区域を有する郡(当該郡の区域が改正後の第十五条第四項の規定に該当する場合にあつては、同項の規定により郡の区域とみなすことができる当該郡の区域を含む。以下この項において同じ。)又は市について必要なところがあるときは、この法律の施行の後各都道府県につき最初に行われる都道府県の議会の議員の一般選挙から当該一般選挙により選出される議員の任期が終る日までの間に限り、条例で当該区域が從前頃していた郡市の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

第九十四条の表第二百五十五条及び第二百五十二条第一項の項中「第二百四十九条の三の罪」の下に「並びに第二百五十二条の二及び第二百五十二条の三の罪」を加え、同表第二百五十四条の項中「並びに第二百四十九条の三」を「及び第二百四十九条の三の罪並びに第二百五十二条の二及び第二百五十二条の三」に改める。

9 地方自治法(昭和二十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第百八十二条第一項中「都道府県及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては委員三人以上、その他の市及び町村にあつてはすべての委員」を「三人以上上の委員」に改める。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

10 前項の規定による改正後の地方自治法第二百八十二条の規定によりあらたに増加することとなる選舉管理委員は、同法第二百八十二条第一項の規定により選舉しなければならない。

11 前項の規定により選舉された選舉管理委員の任期は、地方自治法第二百八十三条第一項の規定にかかるとおり、現に在任する他の選舉管理委員の残任期間に相当する期間とする。

四月一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、地方税法の一部を改正する法律
案（予備審査のための付託は二月
二十二日）
一、地方自治法の一部を改正する法
律案（予備審査のための付託は三
月十八日）

昭和三十三年四月七日印刷

昭和三十三年四月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局